

	号外	定価1部2円	人員要求には各支部・評協議会からの実態に即した要求も重要。各支部・評協議会での取り組み強化を！
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

7.12 人員確保要求書提出・交渉

人員増は職場の総意

=任期付職員経験者選考採用・処遇改善要請書も提出/採用増を=

人事課長 人員配置は職場事情を踏まえて検討進める

7月12日、県職労は5～6月に取り組んだ「分会基礎調査」の結果を反映した知事あて「人員確保に関する要求書」を加藤人事課長に提出した。併せて、任期付職員からの選考採用枠拡大及び任期付職員処遇改善の要請書も提出し、基本姿勢を質すべく、交渉を行った。



加藤人事課長（右）に要求書を提出する大崎委員長



課題を訴える県職労4役ら

①人員確保に関し、「直接各所属からヒアリングをし、担当部局の話を踏まえ人員配置を判断。マンパワー確保に努める」とするも、専門職（獣医師・薬剤師等）処遇改善、入札業務移管に伴う審査指導監の業務体制の課題に対しては、担当部局と連携し、適切に対処との見解にとどまった。交渉団から、審査指導監をはじめ各職場での人員体制の改善、専門職処遇改善を求めた。

②会計年度課題（予算削減による人員減の問題等）に関し、「各所属から必要な業務量を把握し、措置を検討」ととどまったことから、予算の範囲内ありきの職員配置ではなく業務実態を踏まえた会計年度任用職員の配置に向けた予算確保こそ行おうべきと求めた。

③任期付職員課題は、「採用予定数は退職者や他の採用試験の採用予定数を勘案し決定。国の復興予算措置を踏まえ任期付職員を含め必要な人員確保を進める」としたことから、採用枠拡大等を強く要望した。

大崎委員長から、当局回答と現場実態との認識の違いを指摘し、実態踏まえた増員を強く求めた。人事課長は「職場事情を踏まえ適切な人員配置に努める」と応じた。人員確保には支部・評協議会からの要求も重要。取組強化をお願いする。



見解示す加藤人事課長

現業職員 拡充 求める

7月12日、現業評議会（議長：永洞俊司畜産研究所分会）は、退職者の完全補充（再任用希望者の任用確保、新規採用者の確保）、賃金改善を柱とする要求書を加藤人事課総括課長に提出し、秋の現業闘争に向けて検討を強く求めた。



課題を訴える現業評役員

① 土木部運転技士の補充

（現業評）昨年度交渉では、人事課長から「振興局土木部運転業務の在り方・将来的なビジョン」を県土整備部と協議中とした。正規の運転技士配置を前提としたビジョンを早期に示すよう求めるが、見解は。新規補充を確実にを行うよう強く求める。

（人事課長）所管区域の状況を踏まえた今後の配置必要数、正規配置の必要性、今後の特殊車輛の管理の在り方について検討が必要。現在も県土整備企画室と継続協議中。要望は受け止めつつ、速やかに策定できるよう、現場の業務状況等を把握し、適正な配置に向け検討を進める。

（現業評）道路の維持補修や特殊機械のメンテ等を担う。災害時の現場力を活かした対応のため各土木部には正規の運転技士は不可欠。正規の運転技士配置を前提とし、新規補充を行っていただきたい。

② 管財課運転技士の増員／守衛の補充

（現業評）管財課運転技士に関し、県庁各課の運転要望に十分応えられていない、増員を。守衛に関し、今年度末での再任用満期者1人の新規採用での補充を。

（人事課長）運転技士は業務需要の見通しを踏まえ管財課と連携して対応。守衛は3人体制（再任用）だが、守衛業務の体制強化に向けてこれまでの経緯を踏まえ管財課から話を聞いて適切に対応。

（現業評）守衛は庁舎内の警備だけでなく、多様なノウハウが不可欠。再任用守衛ではノウハウが十分継承できない。長期的視点からも新規採用での守衛の補充を行うよう求める。

③ 試験研究機関等の技能員の増員

（人事課長）退職補充に関しては、これまで新規採用をしてきた。今後も農林水産部から職場状況を聞き、適切に対応。

（現業評）高齢化も深刻し、恒常的に人員不足。計画的な増員を含めた新規採用を強く求める。



基本姿勢示す加藤人事課長

人事課長 超勤全額支給は当然／不適切事案は改善する

7月12日、県職労人員確保要求書提出に関連し、県職労交渉団から「コロナ対策以外の超過勤務手当支給を抑制する指示がある。コロナ応援対応もあり通常業務にしわ寄せが来ており、通常業務は時間外に。超勤手当をしっかりと支給すべき」と訴えた。加藤人事課長は「適正な勤務実績を踏まえた手当支給は当然。必ず支給することを部局に求めている」、「組合から不適切な事案を提供いただければ、改善に向けて対応する」と応じた。人事課長回答は当局自身も職場実態を把握し切れていないことの証左。改めて人事課長から超勤に対する姿勢を確認したことから、各職場の課題を県職労にお寄せください。